特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和6年7月2日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務,医療扶助のオンライン資格確認に関する事務などなお、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) ・と療保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 統合専用端末 医療保険者等向け中間 サーバー等
2. 特定個人情報ファイル:	名
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 15の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> ()実施する ()実施する () 実施しない () また
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 5 4, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 26の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉部生活支援総務課
②所属長の役職名	生活支援総務課長
6. 他の評価実施機関	

7 杜宁用1	ke 40 / 188 /	= T TT _	旧值止辖步

請求先 総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部生活支援総務課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3276

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢>								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	7 五 2 通 C / 2]	く選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
3. 特定個人情報の使用					•			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[O] Þ	n部監査 [] 外	部監査			
9. 従業者に対する教育・西	各							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて7 2)十分に行っている 3)十分に行っている	5			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I -5-2	生活支援第1課長 小松 浩	生活支援第1課長 高橋 光博	事後	人事異動
平成29年8月29日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月29日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 5②所属長の役職名	生活支援第1課長 高橋 光博	生活支援第1課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(項目なし)	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月18日	I 5①部署	保健福祉部生活支援第1課	保健福祉部生活支援総務課	事後	機構名称変更による
令和3年6月18日	I 5②所属長の役職名	生活支援第1課長	生活支援総務課長	事後	機構名称変更による
令和3年6月18日	I 8連絡先	保健福祉部生活支援第1課 函館市東雲町4 番13号 0138-21-3276	保健福祉部生活支援総務課 函館市東雲町 4番13号 0138-21-3276	事後	機構名称変更による
令和3年6月18日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月17日	I-3. 法令上の根拠	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	削除	事後	
令和4年6月17日	1-4. 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及	削除	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月16日	I —1②. 事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。 保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する事務、保護に要する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務など	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護の要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務などなお、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等においては、以下の事務を行う。・生活保護を管理する。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※)・と療保険資素報酬支払基金へ事務を委託する。	事前	
令和5年6月16日	Ⅰ −1③. システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 統合専用端末 医療保険者等 向け中間サーバー等	事前	
令和5年6月16日	I -4②. 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 7 0, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 12 0の項	26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 5	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月2日		(情報提供の根拠) 番号法別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 5 4, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 10 6, 108, 116, 120の項	24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 5	事前	
令和6年7月2日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	